

開催日及び時間	令和4年3月24日(木)	午後1時30分～午後3時30分
開催場所	阿賀町役場 3階 小会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 工事発注実績等の報告について 抽出案件等の審議について その他 	
委 員 (委員数 3 名) (出席数 3 名)	委員長 沢 田 克 己 委 員 二 岸 直 子 委 員 齋 藤 修 平	
事 務 局	総務課長 野 村 秀 樹 行政係 係長 長谷川 豊 行政係 主任 山 崎 敦	
審査対象期間	令和3年10月1日	～ 令和4年3月24日
抽 出 案 件	6 件	
制限付 一般競争入札	5件	① 町道黒谷線道路改良第3期工事 (落札率 94.88 %) ② まなびの森交流館リノベーション工事(2期工事) (落札率 97.36 %) ③ そば乾燥調製・製粉施設整備工事 (落札率 98.26 %) ④ 高出用水管設備整備工事 (落札率 95.69 %) ⑤ 林道角神五十沢線1号箇所災害復旧工事 (落札率 96.54 %)
指名競争入札	0件	
随意契約	1件	⑥ 木質バイオマス燃料等製造施設修繕工事 (落札率 97.56 %)
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意 見、具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等																														
<p>1. 開 会</p> <p>2. あいさつ 委員長 全国的に官製談合が後を絶たない。どんなに制度をよくしても一人でも職員が情報漏洩すれば、その町が官製談合をしたと烙印を押され、町民の信頼を失墜してしまう。信頼は失うのは一瞬だが、回復するのは大変な努力と時間を要する。 制度面だけでなく人的な研修も必要。 阿賀町からそういうことが起きないよう、そのような兆候が見られる場合は、指摘させていただきたいと思う。よろしくをお願いします。</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 工事発注実績等の報告について</p> <p>・ 前期では制限付一般競争入札において参加者が1者という事案がかなりありましたが、今回、後期では1件となっておりますが、どのような理由が考えられますか。</p>	<p>事務局より資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度下期の契約件数(130万以上) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">21件</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">29件</td> </tr> </table> ・平均落札率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">96.38%</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">96.10%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">96.30%</td> </tr> </table> ・今年度通年の契約件数(130万以上) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">64件</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">16件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">80件</td> </tr> </table> ・平均落札率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">95.66%</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">96.35%</td> </tr> </table> ・ 苦情処理状況、資料に基づき説明 ・ 指名停止措置状況、2件 ・ 談合情報対応状況、資料に基づき説明 ・ 前期では機械器具の設置等、特定の業者しか受注できない案件がいくつかありましたので、制限付一般競争入札で執行しましたが、1者のみの参加となったものがありました。一方、後期は土木一式や一般建築の案件が集中しておりましたので複数の業者が参加されたものと思います。 	制限付一般競争入札	21件	指名競争入札	0件	随意契約	8件	合 計	29件	制限付一般競争入札	96.38%	指名競争入札	—	随意契約	96.10%	合 計	96.30%	制限付一般競争入札	64件	指名競争入札	0件	随意契約	16件	合 計	80件	制限付一般競争入札	95.66%	指名競争入札	—	随意契約	96.35%
制限付一般競争入札	21件																														
指名競争入札	0件																														
随意契約	8件																														
合 計	29件																														
制限付一般競争入札	96.38%																														
指名競争入札	—																														
随意契約	96.10%																														
合 計	96.30%																														
制限付一般競争入札	64件																														
指名競争入札	0件																														
随意契約	16件																														
合 計	80件																														
制限付一般競争入札	95.66%																														
指名競争入札	—																														
随意契約	96.35%																														

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> 後期のこの1件も特殊な設備の更新工事ということで、多分ここしかできなかつたと思います。もし、そういうことであれば随意契約でもいいと思います。 入札に参加する業者は、事前に入札の参加者数がわかるのですか。わかるようであれば、落札率が高くなると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ、複数の業者に参加いただいて競争性が働くよう努めます。 事前にはわかりません。入札会場へ行って初めてわかることとなります。
<p>(2) 抽出事案の審議について</p> <p>① 町道黒谷線道路改良第3期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札した業者は、諸経費を低く見積もっていますが、現場管理費がこんなに低くてリスクはないですか。 第3期工事ということですが、第1期工事と第2期工事の請負者を教えてください。 当該路線は生活路線であるとともに温泉施設への通行も利用される。現在は、幅員が狭く勾配もあるため安全かつ早期に改良されることを望みます。 	<p>事案の抽出委員より、抽出理由を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限付一般競争入札 一覧の中から土木と建築が多いので、契約金額が2千万以上のもので、かつ、参加業者が多い工事のものを土木を3件、建築を2件選びました。 随意契約 8件の中から、1番契約金額の大きく、落札率も100%である案件を選びました。 <ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、町道の改良舗装工事であり、町内に本社又は営業所がある「土木一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は7者で、落札率は94.88%。 この入札においては、最低制限価格を設けております。最低制限価格は、設計金額の内容から材料費などの直接工事費のほか、人件費を含む現場管理費等に一定率を掛ける基準があります。その算出された価格の合計が、予定価格に対し上限90%から下限85%の範囲となるよう基準を設定するものですが、この基準を満たしております。 第1期工事は今回の請負者と同じです。第2期工事は別業者ですが、同じ系列の会社となっております。
<p>② まなびの森交流館リノベーション工事(2期工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札金額積算内訳書を見ると、先程の道路改良工事は、工種によって同額になっているものが見受けられたが、当該工事ではバラバラであるが、積算ソフトとかははないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、旧温泉施設を学生寮にリノベーションする工事であり、町内に本社又は営業所がある「建築一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は5者で、落札率は97.36%。 土木工事の場合は、公共単価が公表されているものがありますので、システムにより正確にはじけるようになってきていると思います。一方、建築の場合は部材の高騰もあり、材料単価をどのように積算するかによって差が生じることがあるものと推察します。

意見・質問等	回答等
<p>・ このコロナ禍で給湯器とかなかなか部品も入荷できないなどの情報もありますが、この工事においてはそのような事がありましたか。</p> <p>③ そは乾燥調製・製粉施設整備工事</p> <p>・ ビニールハウスということですが、今年のような雪のへの不安はないのでしょうか。</p> <p>・ この施設は建替えでしょうか。新規でしょうか。</p> <p>・ この案件は再入札ということですが、1回目と2回目の1位が不動です。2回目の入札において全者が入札額を大きく下げている状況ではありますが、それでも2者が予定価格を上回っています。再入札で1位が不動の場合は談合の可能性もあるので注意していただきたい。落札予定者が「いくらで入れるから他の業者にこれ以上で、いくらで入れろ」というのが通用の談合なので、阿賀町に本社があるという条件だと限られ何度も同じ業者となる。本社又は営業所とすると談合はやりにくいと思いますので、これから少し工夫の余地はあるのかなと思います。</p> <p>④ 高出用水管設備整備工事</p> <p>・ 諸経費ですけれども一般管理費は下がってないですが、現場管理費が非常に安いですが、最低制限価格の範囲内でしょうか。</p> <p>⑤ 林道角神五十沢1号線箇所災害復旧工事</p>	<p>(委員)</p> <p>道路工事は、それほど違いがでないと思います。</p> <p>・ 今回の工事は2期工事昨年、1期工事を終え供用開始しております。主要な設備は昨年完了しておりますので、今回、設備工事は若干ありましたがれども大きく影響はなかったと承知しております。</p> <p>・ 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、そば乾燥調製及び製粉施設を整備する工事であり、町内に本社がある「建築一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は98.26%。</p> <p>・ 竣工写真により確認いただけますが、パイプの骨組みについてもその辺を十分に考慮して施工していると思われま。</p> <p>・ 新規に整備するものです。</p> <p>・ 再入札において、1位は変わらなかったのですが2位と3位が入れ替わり、また、2回目の入れ札の下げ幅も始め2位の方が大きく一律でもなかったもので全くそのようなことを考えませんでした。今後、同様な案件について注意していきたいと思ひます。</p> <p>・ 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、高出地区の農地の用水管設備の工事であり、町内に本社がある「土木一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして、制限付一般競争入札を実施。入札参加者は5者で、落札率は95.69%。</p> <p>・ 一般管理費は設計と比較すると若干低い程度です。一般管理費、現場管理費のいずれかで落とすと思うのですが見え方としては極端に現場管理費が低くなっています。最低制限価格の基準内です。</p> <p>・ 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、豪雨災害により法面が崩壊した林道の災害復旧工事であり、主な復旧工法は法型枠工であり、町内に本社がある「土木一式」の登録業者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は4者で、落札率は96.54%。</p>

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 端数調整とありますが、これは歩切りですか。 ・ 参加資格が阿賀町本社のA・B・C・Dであるが、4者しかいないのは少ないような気がしますが、その辺はどのような理由があるとお考えですか。 ・ そうすると、CやDはなかなか手を挙げないのでしょうか。工法も法型枠で大変だということもあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩切りではありません。積算における端数を千円単位や万単位で丸める調整になります。 ・ 土木一式ですと、阿賀町の本社B・C・Dを基本としていますが、今回の予定価格の金額になるとAも参加できるとして募っています。今回はAが1、Bが2、Cが1という結果です。やはり、地元で強い業者が参加したように思います。 ・ そういった理由もあるのかもしれませんが、また、10月になると技術者の配置であったり、大きい会社は対応できると思いますが、それらも要因として考えられます。
<p>⑥ 木質バイオマス燃料等製造施設修繕工事(その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な機械で製造メーカーしかできないのは理解できるが、見積額そのままというのはどうでしょうか。価格交渉はしなかったのですか。 ・ 経年劣化による修繕ということで多額な修繕となりますが、寿命とかはどのぐらいですか。不具合が生じてから修繕するのですか。 ・ ペレット製造はどれだけの需要があるのですか。儲けはあるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要、契約方法、結果の説明(事務局) 随意契約(特命随契)の案件である。本工事は、当該施設のオガ粉製造ライン修繕工事及びペレット製造ライン修繕工事であり、詳細な調整、動作確認等、高度でかつ正確な整備作業が求められるため、当該施設の製造メーカー兼設置業者であり、同一業者以外に施工させた場合に既存の施設等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、特に精通した者に施工させる必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約。落札率は100%。 ・ 予算計上するときに価格交渉をして落としているとのこと。また、契約時も再度交渉しましたが部材や原油の高騰などの状況の変化により、これ以上は厳しいとのこと100%になったと伺っております。 ・ 寿命までの話はありませんが、毎年、修繕を繰り返し実施しており、前年度の設備点検において劣化が著しいという結果となりました。この施設は公設民営で町が施設の修繕を実施しておりますが、その辺の契約の見直しの検討を進める上で、大規模改修し、調整を図りたいと考えております。 ・ 本来は個人宅にも広めていく計画ですが、現在は限られた公共施設にしか入っていません。当然のことながら、需要が大きくなれば儲けが上がってきます。そうしますと機械も普及し、メーカーがあって取り扱う業者も増えてくると思います。町では施設を使用させてペレットを普及させることだけが目的ではなく、バイオマスタウン計画や森林整備する上で間伐材を利用するということが根本にありましたので、今後、進め方について議論を重ねていくことになろうと思います。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材ペレットは林業を維持すると同時に、環境保護という観点もあります。

意見・質問等	回答等
<p>・阿賀津川中学校の暖房設備はペレットを使用していますか。</p> <p>(3) 令和3年度請負工事落札状況について</p> <p>・契約件数3件で請負率100%のものがありますが随意契約ですか。1円もまけなかったのですか。</p> <p>(4) 指名停止措置について</p> <p>・死亡事故に繋がりがねない、あつてはならない事故だと思えます。要因は安全対策の不備ということでしょうか。</p> <p>(5) 次回の審議事案抽出の当番委員について</p> <p>(6) 次回の委員会開催日程等について</p> <p>4. 閉会</p>	<p>・阿賀津川中学校については、学校のエアコン整備の際に個別の冷暖房のエアコンを整備しました。ペレットだけだと機能が弱く、配管も詰まり始めたため併用しています。</p> <p>事務局より資料に基づき、請負業者別の契約件数状況を説明</p> <p>・住宅の修繕工事の関係で少額随意になります。</p> <p>・少額なものも含め、随意契約だからこそ価格交渉をして契約を締結するよう努めているところですが、注意していきたいと思えます。</p> <p>事務局より資料に基づき、事案の内容、町の対応の経過、指名停止措置の内容を説明</p> <p>(事案1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事請負業者指名停止要綱第2条第1項別表1-5-(2)(工事関係者事故)に該当 ・指名停止期間:2週間 <p>(事案2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事請負業者指名停止要綱第4条(下請人に関する指名停止)に該当 ・指名停止期間:2週間 <p>・関係者からの事情聴取をするとともに、労働基準監督署からの是正勧告書の内容を確認させていただきました。安全設備の不足、安全管理の不足及び下請業者への管理が適切でないとして労働衛生基準法に違反するとされていることから、審査会において指名停止することが妥当であると決定したものです。</p> <p>事務局より 順番に当番委員をお願いしておりますので、次回は委員長をお願いします。</p> <p>事務局より 詳細は決まっておりません。今年度の前期は11月に開催しましたが、ひと月早く開催できよう計画したいと思えます。近くになりましたら日程調整させていただきます。</p> <p>本日の次第が全て終了したことにより閉会。</p>